

大 町 町 地 域 防 災 計 画

第5編 その他の災害対策

大 町 町 防 災 会 議

目 次

第5編 その他の災害対策

第1章 総則	1
第2章 林野火災対策	
第1節 災害予防対策計画	
第1項 予防思想の普及啓発及び失火防止対策の推進	2
第2項 防火林道等の整備	3
第3項 消火活動体制の整備	3
第2節 災害応急対策計画	
第1項 林野火災警戒活動	4
第2項 活動体制の確立	5
第3項 災害情報の収集・連絡、報告	6
第4項 消火活動	6
第5項 警戒区域の設定	8
第6項 二次災害の防止	8
第3節 災害復旧計画	
第1項 災害復旧活動	8

第5編 その他の災害対策

第1章 総則

- 1 本編においては、風水害対策、地震災害対策、原子力災害対策以外の次に掲げる災害対策について、特記すべき事項を記述する。

- 林野火災対策

- 2 これまでに記述した災害対策以外のその他の災害対策については、必要に応じ、第2編（風水害対策）、第3編（地震災害対策）、第4編（原子力災害対策）及びこの編に記述している各種防災対策に準じて、適切に必要な措置を講じる。

第2章 林野火災対策

この林野火災対策計画は、火災による広範囲にわたる林野の焼失等の発生（以下「林野火災」という。）に対する火災予防、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1節 災害予防対策計画

第1項 予防思想の普及啓発及び失火防止対策の推進

町、県、消防機関及び森林所有者は、林野火災の出火原因の多くが不用意な火の取り扱いによるものであることから、林野火災の未然防止を図るため住民等への予防思想の普及啓発及び入山者等に対する失火防止対策の推進に努める。

1 町民等への予防思想の普及啓発

町、県及び消防機関は、空気が乾燥する季節や行楽シーズン等の林野火災が多発する期間において、次に掲げる手段等により、広く住民等への予防思想の普及啓発に努める。

- (1) ポスターの掲示、チラシ等の配布
- (2) 学校等を通じた生徒、児童等への広報
- (3) 広報車による巡回広報
- (4) その他の情報提供手段の利用

森林の所有者は、自己の所有する山林において伐採事業等を行う者に対して予防思想の普及啓発に努める。

2 入山者に対する失火防止対策

町、県及び消防機関は、次のような入山者に対する失火防止対策の実施に努める。

- (1) 山林内の休憩所、作業所及び駐車場への火災防止標識板の設置
- (2) 山林内の休憩所、作業所及び駐車場等への灰皿の設置並びに簡易吸殻入れの携帯の推進

3 火入れ対策

町及び消防機関は、火入れを行う者に対し、失火の防止のため次の事項について周知を図る。

- (1) 火入れを行う場合は、大町町火入れに関する条例に基づき必ず町長の許可を受けること。
- (2) 大町町火入れ条例で定める日までに火入れの場所及び日時を町長に通知すること。
- (3) 火入れの周囲に防火帯を設け延焼のおそれがないようにすること。

- (4) 火入れ跡地の完全消火を行い、火入れ責任者が確認を行うこと。
- (5) 強風注意報、火災気象通報又は町が発する火災警報が発令された場合には、火入れを行わないこと。
- (6) 火入れを行うに当たっては、万一の火災の発生に備え町及び消防機関への連絡手段等を確保すること。

4 林野内での事業実施者の防火対策

山林内で事業を行う者は、火気責任者の配置、事業区域内における巡視員の配置及び消火資機材の整備に努める。

第2項 防火林道等の整備

町、県及び森林所有者は、林野火災の拡大を防止するため防火林道、防火線及び防火樹帯の整備に努める。

1 防火林道の整備

県及び町は、林道の開設、改良及び補修を行う場合には、林野火災を考慮した路線の設定を図るとともに、消防用車両等が通行可能な防火林道の整備に努める。

2 防火線及び防火樹帯の整備

町、県及び森林所有者は、地形、火災危険期の風向及び延焼経路等を考慮して、防火線及び防火樹帯の整備に努める。

第3項 消火活動体制の整備

町、県及び消防機関は、消防施設、消火用資機材の整備等に努めるとともに、迅速かつ的確な消火活動に必要な林野火災用防災マップの作成に努める。

また、空中消火が迅速かつ的確に実施できるようその体制の整備に努める。

1 消防施設の整備

町及び県は、防火水槽及び貯水槽の整備並びに水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用及び河川水等の自然水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

2 消火用資機材等の整備

町及び消防機関は、軽可搬式消防ポンプ等の資機材の整備に努めるとともに、林野火災の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備を実施する。

県は、空中消火用資機材の整備に努めるとともに、消防機関と協議の上、適正な分散配置に努める。

3 林野火災用防災マップの作成

町、県及び消防機関は、林野火災発生時に、迅速かつ的確な消火活動ができるよう、消防用車両が通行可能な林道や防火水槽などを図示した林野火災用防災マップの作成に努める。

4 空中消火の実施体制の整備

(1) 町及び消防機関

町及び消防機関は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、又は自衛隊の災害派遣によるなど、ヘリコプターによる空中消火を実施する場合は相互に連携し、迅速かつ的確にできるよう、あらかじめ次の体制の確立に努めておくものとする。

ア 現場における統轄的指揮体系

イ 空中消火資機材の補給体制

(ア) 補給基地及び臨時ヘリポートの確保

(イ) 空中消火用資機材の点検及びその搬送体制の整備

(ウ) 必要人員の把握

ウ 補給基地及び臨時ヘリポートにおける安全の確保対策

(2) 県

県は、空中消火用資機材の搬送体制及び搬送の指示伝達ルート等について定めておく。

また、臨時ヘリポートの選定及び空中消火資機材の搬送状況について自衛隊との連絡調整が迅速かつ的確に行えるよう、あらかじめ連絡窓口、連絡方法等を取り決めておく。

第2節 災害応急対策計画

第1項 林野火災警戒活動

県は、佐賀地方気象台から火災気象通報を受けた場合には、直ちに町及び消防機関へ通報し、通報を受けた町及び消防機関は、必要に応じ林野火災防止のための警戒活動を行う。

1 県

県は、佐賀地方気象台から火災気象通報を受けた場合には、県防災行政無線の自動一斉指令等により、直ちに町及び消防機関に通報する。

2 町

町は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が林野火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じ防災行政無線、広報車等により周知徹底を図る。

3 消防機関

消防機関は、火災に関する警報が発令された場合、消火用資機材等の準備を行うとともに、パトロールにより入山者等への注意の喚起を図る。

第2項 活動体制の確立

町は、林野火災発生時において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

1 災害情報連絡室

ア 設置基準

林野火災が発生し、次のいずれかに該当する場合で、総務課長（不在の時は、総務課参事）が必要と認める場合。

- (ア) 焼損面積が5 h a 以上と推定される場合
- (イ) 住家等へ延焼するおそれがある場合
- (ウ) その他林野火災に関し、必要と認める場合

イ 所掌事務

災害に関する情報収集、防災関係機関等との相互連絡及び調整

ウ 構成

災害情報連絡室長は、総務課長をもって充て、総務課、農林建設課及び情報収集が必要となる課並びに関係現地機関で構成する。

エ 配備要員

災害情報連絡室の要員として、総務課長及び関係課長が定める者。

2 災害対策本部

ア 設置基準

林野火災が拡大し、次のいずれかに該当する場合で、町長（不在の時は、副町長）が必要と認める場合。

- (ア) 焼損面積が10 h a 以上と推定される場合
- (イ) 火災により3人以上の死者又は死者及び負傷者の合計が10人以上生じた場合
- (ウ) 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して空中消火を必要とする場合
- (エ) 集落等へ延焼し、又は延焼のおそれがある等社会的に影響度が高い場合
- (オ) その他林野火災に関し、必要と認める場合

イ 所掌事務

林野火災応急対策の実施

ウ 設置場所

役場庁舎1F 「副町長室」に置く。

エ 指揮命令系

町長が不在又は事故があった場合には、副町長、教育長、総務課長の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

オ 組織

災害対策本部の組織及び要員については、本編の風水害対策における組織を準用する。

2 その他防災関係機関

その他防災関係機関は、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を確立する。

3 森林所有者

森林所有者は、県、県警察、町及び消防機関との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努める。

第3項 災害情報の収集・連絡、報告

町、県、県警察、消防機関、自衛隊その他防災関係機関は、林野火災が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報の共有を図るよう努めるものとする。

なお、町及び県は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。

1 町及び消防機関から県への報告

町及び消防機関は、林野火災が発生した場合は、災害対策基本法、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）及び林野火災時における対応について（平成8年4月25日付け消第158号）に基づき、県に対し報告を行うほか、次のいずれかの基準に該当する場合又は町が必要と認めるときは、即報を行うとともに、その後状況の変化に応じて随時報告する。

[即報基準]

- ア 焼損面積が1ha以上と推定される場合
- イ 火災による死者又は負傷者が生じた場合
- ウ 住家等へ延焼するおそれがある場合

第4項 消火活動

県、町、消防機関及び自衛隊は、林野火災が発生した場合は、迅速かつ的確に消火活動を実施する。

1 現場指揮本部の設置

町及び消防機関は、火災現場の全体が把握できる場所に効果的な消火活動を行うために、現場指揮本部を設置し、次の活動を実施する。

- (1) 消火活動に関する指揮
- (2) 自衛隊などの関係機関との連絡調整

(3) 延焼面積や延焼方向などの情報収集

(4) その他消防活動に必要な措置

2 地上における消火活動

(1) 火災防ぎょ活動

町及び消防機関は、地上における火災防ぎょ活動を行う場合、迅速に地形の高低、勾配、植生の状況、道路又は進入路の有無及び水利の状況等を把握し、その状況から判断して防ぎょ活動を実施する。

(2) 安全管理

町及び消防機関は、火災現場において細心の注意を払い、事故の未然防止に努めなければならない。

(3) 残火処理

町及び消防機関は、焼失面積が広範囲で詳細な点検が難しいなどの林野火災の特性に着目し、残り火による火災発生が生じないように努める。

3 空中消火活動

(1) 空中消火の実施の決定

町及び消防機関は、林野火災の状況が次の基準に該当し、必要と認めた場合は、現場指揮本部と十分に調整し、ヘリコプターによる空中消火の要請を決定する。

ア 地形等の状況により、地上の防ぎょ活動が困難な場合

イ 火災規模に対して、地上の防ぎょ能力が不足又は不足すると判断される場合

ウ 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

エ 火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合

(2) 応援要請

ア 町及び消防機関

町及び消防署は、空中消火の要請を決定した場合は、速やかに次の措置を講じる。

(ア) 県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

(イ) 県に対し、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請を行う。

イ 県

県は、自衛隊の災害派遣の要請又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援の要請を受け、必要と認めた場合は、直ちに自衛隊又は消防庁に対し要請を行う。

(3) 空中消火の実施

ア 町及び消防機関

町及び消防機関は、空中消火の実施が決定した場合には、速やかに次の措置を講じる。

- (ア) 補給基地及び臨時ヘリポートについて、県及び自衛隊等のヘリコプター運用機関と協議の上で決定する。
- (イ) 散布液の注入作業等に必要とする要員を確保する。
- (ウ) 空中消火用資機材を補給基地へ搬送する。
- (エ) 空中消火用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

イ 県

県は、町及び消防署から空中消火用資機材の調達の要請を受けた場合又は自ら必要と認めた場合は、他の消防機関に対し、保管している空中消火用資機材を空中消火活動の拠点となる補給基地へ輸送するよう要請する。

また、火勢等の状況から、空中消火用資機材が不足又は不足するおそれがある場合は、隣県等に資機材の提供及び輸送を要請する。

ウ ヘリコプター運用機関

ヘリコプター運用機関は、県、市町及び消防機関と連携を図りながら空中消火活動を実施する。

第5項 警戒区域の設定

警戒区域の設定を実施する者は、林野火災により被害が周辺住民等に及ぶおそれがある場合には、迅速に警戒区域を設定し、周辺住民や入山者の安全確保を図る。

第6項 二次災害の防止

町及び県は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害の発生の防止に努める。

町及び県は、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、周辺住民に対し、その旨周知するとともに、速やかに応急対策を講じる。

第3節 災害復旧計画

第1項 災害復旧活動

町及び県は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧に努める。